

# 鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会 規約

## (設置)

第1条 「鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡琴浦町、東伯郡北栄町とする。

## (目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1項第1号に関すること。
  - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
  - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
  - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- (2) 第3条第1項第2号に関すること。
  - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る実施状況等の共有。
  - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
  - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

## (協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 個別に協議する案件がある場合、別表2に掲げる構成員からの要請により、分科会を設置することができる。

## (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

## (協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等

で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課に置く。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則) 本規約は、平成29年5月17日から施行する。

平成30年2月8日改正

平成30年5月14日改正

令和2年6月3日改正

令和3年1月25日改正

令和4年2月16日改正

令和4年5月27日改正

令和5年5月29日改正

令和6年6月5日改正

別表1

鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会

(委 員) 倉吉市長  
三朝町長  
湯梨浜町長  
琴浦町長  
北栄町長  
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局長  
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長  
気象庁 鳥取地方気象台長  
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長  
鳥取県 危機管理部長  
鳥取県 農林水産部長  
鳥取県 中部総合事務所農林局長  
鳥取県 企業局長  
鳥取県 県土整備部長  
鳥取県 中部総合事務所県土整備局長  
(オブザーバー) 国土交通省 中国地方整備局 河川部  
(事務局) 鳥取県 県土整備部 河川港湾局河川課

別表2

鳥取県中部地区流域治水及び減災対策協議会幹事会

(構成員)

倉吉市 総務部長 兼防災調整監  
倉吉市 建設部長  
倉吉市 上下水道局長  
三朝町 総務課 参事  
三朝町 建設水道課長  
三朝町 農林課長  
湯梨浜町 総務課 防災担当参事  
湯梨浜町 産業振興課長  
湯梨浜町 建設水道課長  
琴浦町 危機管理監  
琴浦町 総務課長  
琴浦町 建設住宅課長  
琴浦町 農林水産課  
琴浦町 上下水道課長  
北栄町 総務課長  
北栄町 地域整備課長  
北栄町 産業振興課長  
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局 警防課長  
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長  
気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官  
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長  
林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長  
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 鳥取水源森林整備事務所長  
鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政課長  
鳥取県 企業局 工務課長  
鳥取県 農林水産部 農業振興局農地・水保全課長  
鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長  
鳥取県 中部総合事務所 農林局 地域整備課長  
鳥取県 中部総合事務所 農林局 林業振興課長  
鳥取県 生活環境部 くらしの安心局まちづくり課長  
鳥取県 県土整備部 河川港湾局長  
鳥取県 県土整備部 河川港湾局治山砂防課長  
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 副局長兼計画調査課長  
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課長

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局 河川部  
鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川課

## 別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、三徳川、東郷池、由良川のほか、一級河川天神川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。